

別表（第6条関係）

日中一時支援事業地域区分別報酬単価

平成30年4月1日適用

区分	市町名	地域区分別報酬単価（円）					
		大阪市	堺市 高石市	泉大津市 和泉市 忠岡町 岸和田市 貝塚市 泉佐野市	泉南市 阪南市 熊取町 田尻町 岬町	(参考) 1単位 の単価  10.00	
18才以上	区分1	4時間以下	1,340	1,300	1,270	1,230	
		4時間超～8時間以下	2,700	2,610	2,550	2,470	
		8時間超	4,050	3,920	3,830	3,700	
	区分2	4時間以下	1,340	1,300	1,270	1,230	
		4時間超～8時間以下	2,700	2,610	2,550	2,470	
		8時間超	4,050	3,920	3,830	3,700	
	区分3	4時間以下	1,540	1,490	1,460	1,410	
		4時間超～8時間以下	3,090	2,980	2,920	2,820	
		8時間超	4,630	4,480	4,380	4,230	
	区分4	4時間以下	1,720	1,660	1,620	1,570	
		4時間超～8時間以下	3,440	3,320	3,250	3,140	
		8時間超	5,160	4,990	4,870	4,710	
	区分5	4時間以下	2,080	2,010	1,960	1,900	
		4時間超～8時間以下	4,160	4,020	3,930	3,800	
		8時間超	6,240	6,040	5,900	5,700	
	区分6	4時間以下	2,450	2,370	2,320	2,240	
		4時間超～8時間以下	4,910	4,740	4,640	4,480	
		8時間超	7,360	7,120	6,960	6,720	
	18才未満	区分1	4時間以下	1,340	1,300	1,270	1,230
			4時間超～8時間以下	2,700	2,610	2,550	2,470
			8時間超	4,050	3,920	3,830	3,700
		区分2	4時間以下	1,630	1,570	1,540	1,490
			4時間超～8時間以下	3,260	3,150	3,080	2,980
			8時間超	4,890	4,730	4,630	4,470
区分3		4時間以下	2,080	2,010	1,960	1,900	
		4時間超～8時間以下	4,160	4,020	3,930	3,800	
		8時間超	6,240	6,040	5,900	5,700	
低所得食事提供加算		320	310	310	300		

注 1 地域区分別報酬単価は厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成 30 年厚生労働省告示第 85 号）での短期入所に係る事業者の所在地に応じた地域区分を指す。

なお、この表に記載がない地域にある事業所の場合は、「（参考）一単位の単価 10.00 ×当該地域区分の一単位単価」を報酬単価とする。

注 2 低所得食事提供加算は、次の世帯に属する方を対象とする。

① 生活保護世帯

② 市町村民税非課税世帯